

一宮市木造住宅解体工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅の解体工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する一宮市木造住宅解体工事費補助金(以下「補助金」という。)に関し、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

ア 一宮市内にある木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。)。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

エ 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一宮市が実施する無料耐震診断

イ (一財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ ア又はイと同等のものとして市長が認めるもの

(3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 解体工事

地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体する工事

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者。(以下「所有者等」という。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 延べ床面積が30㎡以上あるもの。
- (2) 木造住宅耐震診断において総合判定が1.0未満(ただし、平成17年度以前に実施した第2条第2号イ(以下「センター診断」という。)においては80点未満)と診断されたもの。もしくは、住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断「技術的助言(令和6年1月30日付け国住市第40号)」(以下「容易な耐震診断」という。)により倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの。
- (4) 補助対象建築物の固定資産税を滞納していないこと。
- (5) 旧基準木造住宅の存する1敷地に1戸を限度とし、同一敷地内において、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金、一宮市耐震シェルター等設置補助金及び一宮市木造住宅解体工事費補助金を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費に23%を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は20万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、解体工事の契約及び着手する前に、一宮市木造住宅解体工事費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる関係書類を添付して、補助事業を実施する年度の12月15日(12月15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅解体工事事業計画書(様式第2)

- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る。ただし、構造計算書は除く。)もしくは容易な耐震診断調査票
- (3) 確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは家屋の資産証明書又は建築年月が確認できるもの
- (4) 所有者等が確認できるもの。ただし、同項第3号の書類をもって所有者等が確認できる場合はこれを省略することができる。
- (5) 案内図(都市計画図等)
- (6) 解体工事業者の記名のある工事見積書の写し(工事費内訳がわかるもの)
- (7) 工事前の写真
- (8) 前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わるもの。ただし、譲渡等の理由より固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
- (9) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象工事の実施場所が次に掲げる地区内においては、当該事業主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設
- (3) その他市長が協議を必要と認める事業

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、一宮市木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、一宮市木造住宅解体工事費補助金変更申請書(様式第4)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
 - ア 第6条第1項第6号に掲げる書類
 - イ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者の変更

ア 第6条第1項第9号に掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の変更交付を決定し、一宮市木造住宅解体工事費補助金変更決定通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 補助対象工事の契約及び着手は、補助金交付決定通知書交付日以降に行わなければならない。

(工事の中止)

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、工事を中止しようとする場合は、速やかに木造住宅解体工事中止届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(工事の完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日(1月31日が閉庁日の場合は翌開庁日)までのいずれか早い期日までに、木造住宅解体工事完了実績報告書(様式第7)に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費請求書又は領収書の写し(解体工事業者の発行したものに限る。)

(3) 工事後の写真

(4) 床面積80㎡以上の解体工事においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の届出の受領証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市木造住宅解体工事費補助金交付確定通知書(様式第8)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に一宮市木造住宅解体工

事費補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに、木造住宅解体工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月12日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月28日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月31日改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月23日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月5日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年2月10日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 （令和6年3月28日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 （令和7年3月31日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。